

成周王朝と「上下」考（上）

—「上下の匍有」と「豊年」—

国際文化論教室 豊田 久

一. はじめに

嘗て述べたように、多種多様な世界を包括する、成周王朝の君主の二つの“位”の内、“文王”の功績に比定された「天命の膺受」者即ち「天子」の“位”の内容は、西周中期には、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」（「匍有上下，迨受萬邦」）（史牆盤銘）とあり、この「迨わせて萬邦を受く」の部分は、周初には「民と疆土を受く」（「受民，受疆土」）（大孟鼎銘）とあった。即ち、この「天命の膺受」者の内容は、「上下の匍有」者である偏き「上下」祭祀の主体者と、「萬邦」又は「民」と「疆土」を合わせて天より受けた者との、二つの部分からなっていた⁽¹⁾。

又、この「上下の匍有」の「上下」は、もう一方の成周王朝の君主の“位”である、“武王”の功績に比定された「四方の匍有」者即ち「王」の“位”と、「上下」、「四方」の対文で説かれるものであった。この「上下の匍有」者に対する「四方の匍有」者とは、“彤弓矢”的性格をもつ、主として、「四方」（「四国」）の蠻方が引き起こす国際的紛争の収束・“乱”の鎮定をなす者（「不廷方の率懷」・毛公鼎銘）、又、「四方」領域の公平なる裁定者・調停者という性格をもっていた⁽²⁾。

この「天命の膺受」者と「四方の匍有」者との両位が合わさって、はじめて、民族の多様性をもった、広大な「萬邦」領域を統合する先秦王朝としての、成周王朝の開設を意味したのである。

そして、“文王”の功績に比定されるこの「上下の匍有」は、西周金文や『周書』などから、「上下の若否と四方とに號許めよ」（毛公鼎銘）や、「克く上下に奔走す」（周公毀銘）、「愍んで上下を祀る」（召誥）などがある、祭祀対象となる「上下の匍有」の「上下」諸神について、周初の「克く上下に奔走して、帝、命を有周に終えること無し」（周公毀銘）や、「我が後嗣子孫に在りては、大いに克く上下に恭せず（んば）、……乃ち其れ命を墜とさん」（君奭）などあるように、克くこの「上下」諸神に奔走、恭敬することが、天命の永続につながる事が主張されていた⁽³⁾。

そして、この天命の永続は、更に、先の周初の「帝、命を有周に終えること無し」（周公毀銘）や、「丕顯なるかな文・武、皇天弘く厥の徳を馭き、我が有周に配して、大命を膺受す」（毛公鼎銘）などのように、“文王”の受命と共に、“文王”が君たる「有周」（「周邦」）自身の受命を考えることによって、氏族的紐帯をもった世襲（血統）主義との結合がはかられていた⁽⁴⁾。

そこで本稿と次稿以下では、王朝開設の条件の内、この「天命の膺受」の一部分を構成する、広大な王朝の領域（「萬邦」）を支配するためにとられた、「四方の匍有」に対する「上下の匍有」の最大の目標とするところと、この、徧く祭祀された「上下」諸神の具体的内容について考えてみたい。

そして、“文王”の「天命の膺受」の内容が、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」とあったように、前者の「上下の匍有」の下に結びついて、後者に「迨わせて萬邦を受く」（「受民，受疆土」）と言う、合わせて「萬邦」又は「民」と「疆土」を支配するその“位”を天より与えられたと言う、受命思想が結合していた。この両者、即ち「上下の匍有」と「迨わせて萬邦を受く」との結びつきの意味するところについて、更に考えてみたいと思う。

二. 現天子(共王)が、王朝の開設者・“文王・武王”の功績を承継いだことについて

成周王朝開設の一条件と考えられた、「上下の匍有」の目的に解答を与えるのは、やはり、“文王”の「上下の匍有」を記す史墻盤銘である⁽⁶⁾。長文の盤銘は、史墻の先祖考五代の功績を後半部に列挙し、前半部に、それに対応するように周の六王の功績を列挙していた⁽⁶⁾。

作器者がこの対照をなし得たのは、史墻家の系譜が同出の関連器と合わせ、微史刺祖，作冊折(祖辛)，史墻と称し，又，折，豊(乙公)，癩諸器に冊形の図象銘を加えるように、史墻家が代々史官をもってつかえた家柄であり，元來，殷系の，當時有数の知識階級であったことと無関係ではあるまい⁽⁷⁾。このことは，周天子の系譜表の原型やその成立過程を考える時に示唆を与えるものである。今，このことは措くとして，盤銘は，初めに六王の功績を挙げた後，次の史墻家の先祖考を列挙する間，現天子(即ち共王)を讀えて次のように述べている。

天子匱しみて文・武の長刺を履ぎ，天子彙めて句(害)うこと無し，上下を摶禘して，逗慕を亟(極)め獄む，昊炤天(斲)うこと亡く，上帝司變して，尤いに天子の縮命を保受(授)す，厚福豊年にして，方蠻兪見せざるもの亡し(「天子匱履文武長刺，天子彙無句，寒禘上下，亟獄逗慕，昊炤亡昊，上帝司變，尤保受天子縮命，厚福豊年，方蠻亡不兪見」)

この一節は，文意がとり難いと言われているが，この文章を解くかぎは，この文章の最初に，現天子即ち共王が成周王朝の開設者・“文王”と“武王”との功績を承継いだことを言う点にある。

即ち，はじめの「天子，匱しみて文・武の長刺を履ぎ」とは，「匱履」の「匱」は，金文に「匱匱」の連文が習見する。通釈に『書』の盤庚「天命を恪謹す」に近いとして，「匱」を恪謹の義とする。徐中舒，李学勤，裘錫圭の各氏も，積微居などを引いて恪の義とする。李氏に「毛公鼎“匱夙夕敬念王畏不賜”，首字楊樹達《積微居金文說》讀為恪，是正確的」とある⁽⁸⁾。敬，恪の義でよい。「履」は，徐氏は『玉篇』を引いて，「饋之古文，饋與續通，續，繼也。」と解する。李氏，唐氏に同じ⁽⁹⁾。即ち，「饋」は饋で，繼ぐの意味である。「文・武の長刺」の「長刺」は長烈。そうすると，ここは現天子が“文王・武王”の長



史墻盤

烈を継いだことを言う。“文王・武王”とは、成周王朝の開設者、烈とは功業である。

そうすると、現天子が“文王・武王”の功績を承継いだと言うことは、同じ、この盤銘冒頭等に言う、王朝開設の条件、即ち“文王”が成した功績としての「上下の匍有」と、“武王”が成した功績としての「四方の匍有」との両方を継いだことを言うことになる⁽¹⁰⁾。現天子（嗣天子王）が承継いだと言う“文王”と“武王”との具体的功績を念頭にに入れて、以下の文章を読



史牆盤銘（はじめから6行目の下から2字目より、9行目の下から4字目までが、現天子に対する言葉に当たる）

む必要がある。従来の解釈者の弱点は、王朝開設の条件、即ち、この“文王”と“武王”のそれぞれの功績を具体的に擷んでいないことである。この視点から以下の文章を読み、「上下の匍有」の最大の目標が、民族の多様性を包み込む、“年穀の豊穰”（即ち、祈年祭）にあったことを証明したい。

次に「天子，^{つと}夬^{そこな}めて句（害）うこと無し」は、「夬」は李氏，唐氏は金文に習見する眉壽で、「句」は害，そして『詩』・閔宮の「眉壽にして害有るなし」等を引く。裘氏は「夬」を眉壽の眉とするも、壹或は勉に読み、「句」似當讀為「害」，二字古通，頗疑漢代成語“文無害”就是由“夬無句”演變来的。」とする。通釈も，夬は壹々の義で，銘文の意は『詩』大雅・文王の「壹々たる文王，令聞已ます」の意に近いとする。そして，馬瑞辰の毛詩傳箋通釋を引いて，「天子壹めて句むこと無し」と読み，“文王・武王”の功烈を襲いて，これを墜さざる意とする⁽¹¹⁾。いずれにせよ，上文に現天子が王朝の開設者・“文王・武王”の功績を承継いだことを言うから，ここは，それをうけて，現天子がそれによくつとめて誤りなく，咎めなきこと（^{ひら}）を言うものであろう。

次の「上下を摯^{ひら}禘して，^{ひら}逋慕を亟（極）め獄む」は，その現天子（即ち共王）が上文に言う“文王”と“武王”の功績を承継いで，よくつとめた具体的内容である。

三. 「上下の匍有」と「豊年」について

成周王朝の君主，即ち現天子がよくつとめた具体的内容を言う，現天子が「上下を摯禘して，^{ひら}逋慕を亟（極）め獄む」の内，先ず上の「上下を摯禘して」を見る。この「上下を摯禘す」の「摯禘」は，徐氏は「摯」は拏取，「禘」は提の義とし，「提拔上下各級大臣之意」と解する。李氏は「摯禘」と釈して，虔誥と読み，「上下」は「指君臣」として「本句是上下虔誥の倒文」とする。唐氏は「摯」は拏で，「禘」は示とし「宣示上下」の義とする。裘氏は「摯禘」と釈して，読みて蹇産となし，詰誥の義で，「含有曲意奉事的意思」と解し，又，「上下」は「上下之神」（即天神地祇）で，ここの全

体の意味を「大概是詰誦以事上下之神的意思」と解する。通釈も蹇々の義として、その神事につとめる意とする⁽¹²⁾。

ここの「上下」を徐氏、李氏、唐氏等のように、「上下各級大臣」とか「君臣」等と解するのは、これらの諸氏が、この盤銘冒頭の“文王”の功績としてある「上下を匍有す」の「上下」を、「廣有天下臣民」とか「上下指君民、意思是説文王諸臣能上利于君、下佑于民」、「概括各方面」と解したのと同じで、嘗て述べたように誤りである⁽¹³⁾。

「上下の匍有」が神秘的な範疇に属する「天命の膺受」の一部を構成し、王朝の君主の“位”が、現実の「四方」に対する支配権の確立を意味する“武王”の「四方の匍有」と「上下」、「四方」の対語で説かれていること、即ち、換言すれば、この両者を合わせて、初めて成周王朝が成立したと考えていること、そして、「上下」の用例が、殷墟甲骨文や西周金文、又『周書』、『詩』などの古い成立をもつ文献等において、すべて「上下」諸神の意味に使ってあることが理解されていたとは思えない。盤銘冒頭に見える「上下の匍有」の「上下」は、嘗て論証したように、徧く祭祀される「上下」諸神の意味であった⁽¹⁴⁾。

この盤銘以外に見える西周金文の「上下」の用例は、嘗て見たように、周公設銘(両周録二〇オ)⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾に

……拜稽首して、天子の厥の順福を造したるを魯^{ことほ}ぎ、克く上下に奔走して、帝、命を有周に終えることなし、……

とか、毛公鼎銘(両周録一三一オ～又一三一オ)⁽¹⁷⁾に

……王曰く、父厝よ、……小大の政を^{つつし}参み、朕が位を^{たす}嚮け、上下の若否と四方とに^{つつし}誦許み、^{おさ}死めて動せしむること母れ、……

などとあった。これらの「上下」は、「天命の膺受」や君主の“位”に関係して説かれ、「上下に奔走す」、「上下の若否」と神意に関する「奔走」、「若否」とあるように、「上下」諸神の意味で使われているのである。そこで、この「上下を摯禱して」の「上下」だけが、しかも同じ盤銘冒頭の「上下を匍有す」の「上下」と異なり、「上下臣民」、「君民」などの意味で使われているとは、到底思えない。ここは直ぐ上に、現天子が“文王・武王”の功績を承継いだとあったように、“文王”の功績としての「上下の匍有」の「上下」と同じく、「上下」諸神の意味で使ってあるのであり、その意味で裘氏の解釈は至確であろう。

この「上下を摯禱して」の意味は、「克く上下に奔走して」(周公設銘)、「上下の若否に^{つつし}誦許み」(毛公鼎銘)、「上下に陟否し」(蔡侯鬲盤銘)、「克く上下に^{つつし}参み」(君奭)、「^{つつし}愆んで上下を^{おさ}祀る」(召誥)などのように⁽¹⁸⁾、盤銘冒頭の、“文王”の功績とされる「上下の匍有」に対応して、克く「上下」の神々につとめ、祭祀、恭敬したことを言うものである。

そうすると、上文で、現天子が王朝の開設者・“文王”と“武王”との功績を承継いだと言い、その内、“文王”の功績に当たる「上下の匍有」に対応して、「上下の摯禱」即ち克く「上下」諸神につとめたなら、もう一方の「^{つつし}逎慕を^{おさ}誦獄す」は、“武王”の功績に当たる「四方の匍有」(「不廷方の率懷」)によくつとめたことを言うものであることが、その対応から推測される。それは又、下文の「方蠻、^{つつし}翹見せざるもの亡し」にもよく対応しているのである。

この、“文王”の「上下の匍有」に当たる「上下を摯禱す」と対になっている、「^{つつし}逎慕を^{おさ}誦獄す」は、先ず「^{おさ}誦獄」は、唐氏は、「^{おさ}誦」は「^{おさ}極」で、「^{おさ}獄」は^{おさ}照。通釈に、『詩』大雅・文王、周頌・昊天有成命等を引いて「^{おさ}極め^{おさ}照む」と読む⁽¹⁹⁾。この「^{おさ}極」(^{おさ}逎)の西周金文での用例は、「四方」の内、「東国」に起こった蠻方の争乱の鎮定を記す周初の班設銘(両周録九オ)⁽²⁰⁾に、「王位を^{おさ}嚮けて、四

方[・]の[・]極[・]と[・]作[・]れ[・]よ、……三年にして東国を静め、成せざる亡し」とあり、「四方の匍有」の「四方」の準則として、「王」の“位”と共に説かれている。断代にも、毛公鼎銘の「汝に命じて、一方に極たらしむ、君奭の「汝を民極と作す」、商頌・殷武の「商邑翼翼、四方の極」等を引いて釈してある⁽²¹⁾。

「逗慕を極獄す」の「逗慕」は、唐氏は「逗」は桓で大の義、「慕」は謨に通じ、謀と解する。裘氏は「桓謨」と釈して、桓は大、そして「桓謨」は盤銘上文にある、穆王が「字誨に型帥す」の「誨謀」（「字誨」）に近いとする。通釈にほぼ同じ⁽²²⁾。この「字誨」は、「字」は大、「誨」は李氏が『説文古籀補』を引いて、「誨」は謀に通ず、又謀は謨に通ずと解し⁽²³⁾、諸氏もほぼ同じである。「慕」、「謨」、「謀」、「誨」らは皆同義であろう。

この「字誨」の例として、裘氏は『詩』大雅・抑を引く⁽²⁴⁾。そこに、王朝の「四方」（「四国」）経営を述べて

……競うこと無き維れ人、四方其れ之に訓^{したが}う、覚たる徳行有り、四国之に順^うう、誨^命を定め、遠猷辰に告ぐ、……爾の車馬、弓矢戎兵を修め、用て戎の作るを戒め、用て蠻方^をを遏^げよとあり、やはり「四方の匍有」の「四方」の準則を言うと共に、「誨謨」、「遠猷」とある。「誨謨」は毛伝に大謀。「字誨」と同じ。この詩には、「誨謨」、「遠猷」と共に、王朝成立の対象となる「四国」、「四方」領域の経営を言い、下文に軍事甲兵を言って「蠻方^をを遏^げよ」の語句が見える。この「誨謨」、「遠猷」も、「逗慕」、「字誨」と同義であろう。

この「誨謨」、「遠猷」と同義となる、この盤銘の「逗慕」の「慕」の西周金文での用例を見ると、やはり、「四方」経営の安寧秩序について述べている。即ち、禹鼎銘に⁽²⁵⁾、南淮夷、東夷が引き起こした「南国、東国」の争乱を禹が鎮定したことについて

禹曰く、丕^頭にして超^超たる皇祖穆公、克く先王を夾^盪して、四方^をを奠^むむ、……噩侯馭方、南淮夷・東夷を率いて、南国・東国を広伐し、……肆^に武公迺^ち禹を遣^わして、公の戎車百乘・斯馭二百・徒千を率いせしむ、曰く、于に朕が肅慕^をを匡^み、西六師、殷八師を夷^めて、噩侯馭方を伐て、……

とある。

この「朕が肅慕」の「慕」も謀猷の義で、上文に言う「四方」（「南国・東国」）の蠻方の争乱の収束を指す。又、厲王自身の作と言う猷殷銘⁽²⁶⁾に「王曰く、余、小子と雖も、……朕が心を横致して、四方に施せり、……其れ格れり前文人、……字慕遠猷を宣導す」とある。この王が「朕が心を横致して、四方に施せり」（意識、朕が心を広めかがやかして、四方におよぼせり）の「四方に施せり」は張亞初氏は「四方の匍有」の義に近いとする⁽²⁷⁾。「王」位の性格から言っただけであろう。そして下文の「字慕遠猷を宣導す」も、先の「逗慕」、「肅慕」、「字誨」、「誨謨」、「遠猷」と皆同義で、上文に言う王の「四方」経営（「四方の匍有」）の安寧秩序に関し、その「字慕、遠猷」即ちそのための謀猷を指すであろう。

又、「桓慕」、「字慕」と同義の、この猷殷銘や大雅・抑の「遠猷」の「猷」も、西周金文に「四方の匍有」の「四方」経営に関して屢々見えている。即ち、宗周鐘銘（両周録二五オ）⁽²⁸⁾に「南国」の蠻方が引き起こした争乱の鎮定を言っ

王肇めて文・武の勤めし疆土を適省す、南国の服子敢えて我が土を脅す、王敦伐して其れ至れり、厥の都を戮伐す、……南夷・東夷の具に見するもの二十有六邦、……朕猷成有りて競う亡し、……猷其れ萬年、峻^く四国を保んぜん

とあり、「南夷・東夷」の具見するもの「二十有六邦」を言っただけ、「朕猷成有り」とある。

この「朕猷」の「猷」とは、やはり謀猷で、上文の「南夷・東夷」の蠻方の争乱の鎮定を指し、

末文に言う「四国」（「四方」）を保んぜんことを願う「朕猷」の成就が「朕猷成有り」である⁽²⁹⁾。この器の作器者「馱」は、先の馱殷と同一人の厲王胡説が有力である⁽³⁰⁾。

又、『詩』大雅・常武に「王」が東夷の「徐方」を征した時のことを、「彼の淮浦に率いて、此の徐土を省せよ、……測られず克たれず、濯に徐国を征す、王猷允に塞つ、徐方既に来る、……四方既に平ぐ、徐方来庭す」とある。この「王猷」の「猷」も謀猷で、宗周鐘銘の「朕猷」と同じ。その対象も、「四方」の内、「徐土」経営の安寧秩序を言う。又、「徐方来庭す」は、嘗て述べたように、「武王」の「四方の匍有」に当たる、「四方」が王命に服し、王庭に来朝せざるものなしの意味の「不廷方の率懷」（毛公鼎銘）と同じで⁽³¹⁾、盤銘下文の「方蠻矧見せざるもの亡し」と全く同義である（後述）。この他、毛公鼎銘、師詢殷銘（両周録一三二オ）の王の命書中にある「我邦小大猷」、『周書』文侯之命の「王若いて曰く、……越に小大の謀猷、率従せざるなし」等も皆同義である。又、偽古文尚書、湯誥の「克く厥の猷を綏んぜしむるは惟れ后」も同じ。

これらから、「逗慕」、「肅慕」、「字慕」や「字誨」、「訐謨」、「遠猷」、「朕猷」、「王猷」等の語句と一緒に見える用語や内容例は、「四方」、「四国」経営と「蠻方の争乱」の収束に関するものがその大半である。このことは、成周王朝の君主即ち「王」の謀猷において、その最も重要なものは、王朝経営の対象領域・「四方」（「四国」）の安寧秩序であり、それに反する最大のものは、主として「蠻方」の引き起こす争乱であったろう。これは、王朝の開設者・「武王」の功績とされる、王朝成立の対象領域・「四方」を現実的に徧く秩序立てる“彤弓矢”的な「四方の匍有」（「不廷方の率懷」）に対応するものである。

又、「逗慕」の「逗」の方は、諸氏ほほ桓と積す。その金文例を見ると、先の蠻夷の争乱の鎮定を記す禹鼎銘に「丕顛にして超超たる皇祖穆公、……四方を奠む」とあり、虢季氏伯盤銘（両周録八十八オ）に⁽³²⁾、夷狄を伐って功績を挙げたる子伯について、「戎功を壮武して、四方を経維す、……超超たる子伯、……用て蠻方を征せよ」とある。これらの「超超」は諸氏「桓桓」と積す⁽³³⁾。そして、『周書』牧誓の「尚くは桓桓たること虎の如く」の伝に「武貌」とあり、又、『詩』周頌・桓に「桓桓たる武王、厥の土を保有し、于に四方を以てす」とあり、序に「桓は、武を講じ……、武志なり」とある。

又、魯頌・泮水にも、淮夷を伐って「桓桓として于に征し、彼の東南を逃く」とある。「逃」は先の大雅・抑の「訐謨命を定め、遠猷辰に告ぐ、……弓矢戎兵を修め、用て戎の作るを戒め、用て蠻方を遏けよ」の「遏」と同じ。この「逃」は、「克く淮夷を逃く」（曾伯鞶簠銘、両周録二〇七オ、ウ）、「以て四国を綏んじ、王慝を糺逃せよ」（『左伝』僖公二十八年の条、晋文の侯伯の命書）の「逃」と同じで⁽³⁴⁾、命書の「王慝」の「慝」は「（武王）……厥の慝れたるを糺きて、四方を匍有す」（大盂鼎銘・両周録一八オ）の「慝」に同じ、「四国を綏んじ」は、「四方の匍有」に近い。「四方」、「四国」、「蠻方」、「王慝」、「蠻方を逃（遏）く」、「訐謨」、「遠猷」等は「四方の匍有」（「四方」領域の経営）に関し、一つのグループを作っていた語句である。以上の金文の「桓桓」は、連言するが、「四方」領域の経営に対する武事を言う例である。又、『逸周書』諡法解⁽³⁵⁾にも「桓」を「土を辟き遠きを服するを桓と曰う、……土を辟き国を兼ねるを桓と曰う」と解釈している。これらは、「桓慕」の「桓」の意味を考える時に、王朝の「四方」支配の武貌を言う例として注目される。

以上からして、上文に言う、この現天子が王朝の開設者・「文王」と「武王」との功績を承継いでよくつとめた具体的内容、この「上下を摯祁す」と「逗慕を極猷す」とは、その「文王」の功績としての「上下の匍有」即ち徧き「上下」諸神の祭祀と、「武王」の功績としての「四方の匍有」即ち現実的な「四方」経営の安寧秩序とに、それぞれよく対応していることが分かる。それはまさに、

先の毛公鼎銘に「王」が言う「朕が位を^{たす}嘽け、上下の若否と四方とに^{つし}黜許めよ」とにも、それぞれよく対応しているのである。

次に、「昊^{いと}炤^{いと}昊^{いと}（斨）うこと亡く、上帝司^{おお}嚳して、尤いに天子の^{おほ}縮命を保受（授）す」とある。「昊^{いと}炤^{いと}昊^{いと}（斨）うこと亡く」は、徐氏は、「昊」は昊天、「昭」（「炤」）は照臨の照で、「昊」は師詢殷銘、静殷銘を引いて「昊與斨同、師旬^{おほ}簋、静^{おほ}簋之昊字皆^{おほ}積為斨、可証。亡昊即亡斨、古常用語。斨厭也、厭與^{おほ}饜同、言飽足也。」とし、斨、厭の義と解する。李氏は、『詩』大雅・抑の「昊天孔^{おほ}昭かなり」を引いて「昊昭」は天を指し、「亡昊」は、毛公鼎銘の「皇天昊^{おほ}うこと無く」を引いて古書常見の無斨とし、無厭の義とする。通釈に、「昊炤亡昊」の「亡昊」は他の器銘に「亡^{おほ}昊」というもので、無厭・無斨の両義があるとし、無厭ならば主語は多く皇天・昊天であり、また無斨ならば「昊炤」は状態詞となすとす⁽³⁶⁾。ここでは、毛公鼎銘の「皇天昊^{おほ}うこと亡く、我が有周に臨保し、先王の配命を丕^{おほ}鞏にす」や、師詢殷銘の「皇帝昊^{おほ}うこと亡く、我が厥れ周と四方とを臨保し、民、康静せざる亡し」等、ここに「無斨」は「皇天」の厭い嫌うことなき満足を言うのが参考となる。上文に言う現天子が“文王・武王”の功績を承け継ぎ、それによくつとめたことに対し、皇天がそれを満足し、嘉したことを言うものであろう。

次の「上帝司^{おお}嚳して」は、李氏は「司」は思となして語中の助詞、「嚳」は柔、安、保の義とする。唐氏は、「司^{おお}嚳」は嗣^{おお}夏で夏祝、下文の「尤保」は巫祝として下に属けて読み、裘氏は上帝と后稷に解す。通釈は「嚳」を燕に近い字形として、「上帝司^{おお}燕（祀^{おほ}宴）せられ」と読む⁽³⁷⁾。「嚳」の積文は原字と少し異なるが、ここは次の文句からして、上の「昊炤昊^{おほ}（斨）うこと亡く」とともに、皇天上帝が上文の現天子の努力を嘉納したこと、その佑助を与えたことを言うものであろう。

次の「尤^{おほ}いに天子の縮命を保受（授）す」は、徐氏は「尤」は尫で、匡と同じで輔の義、尤、保、受（授）は三動詞の連用、「縮」は金文習見の「縮綽」とし、『詩』衛風・淇奥の「寛たり、綽たり」を引いて、「縮綽即寛綽也、縮命、即寛綽的命運」と解する。李氏は、「尤」は印で語首助詞、「保受」は「両字連文同義、《書・召誥》“保受王威命明德。”と解し、「縮命」は、同じ金文求福の辞を引いて、「縮令、即^{おほ}緩命。西周銘文常見綽^{おほ}縮、前人已指出就是《説文》的^{おほ}綽^{おほ}縮。」として、長命の意とする⁽³⁸⁾。

裘氏も、「縮命」は、金文の求福の辞の「縮綽」や「綽縮」が「永命」や「眉壽」と連言するとし、「縮綽」は寛緩の意と近く、「縮命」は、やはり、おおむね長命の意味とする。通釈は、「尤」と積されている字はおそらく副詞で、「保受」は二字連文とし、「縮命」は晋姜鼎銘の「晋姜、用て眉壽を綽縮することを祈り」を引いて、このように永命を求める辞に用いるとする。そして、前後の文意が、天子が神事につとめ、その宏謨に努力し、上帝もこれを嘉して福祿を与えるということであるから、上帝が天子の徳を称して長壽を与えることを言うとする⁽³⁹⁾。これらの解釈でよいように思える。この「縮命」には、この他、善夫山鼎銘⁽⁴⁰⁾に「用て眉壽綽縮にして、永命靈終ならむことを祈^{おほ}句す」や、蔡姑殷銘（両周祿一九二オ）に「用て眉壽を祈^{おほ}句し、永命を綽縮す」などとある。やはり、天子に眉壽、靈終を与えるものであろう。

以上は、上文に現天子が王朝の開設者、“文王”と“武王”との功績を承け継ぎ、その内容として、「上下を^{おほ}攘邪して、^{おほ}逋慕を極^{おほ}獄す」と言う、それによくつとめた事を言うから、皇天上帝が現天子（即ち共王）を嘉して、現天子に福祿・佑助を与えたことを言うのであろう。その結果として、次の文、即ち「厚福豊年にして、方^{おほ}蠻^{おほ}翹見せざるもの亡し」が来る。

この「厚福豊年にして、方^{おほ}蠻^{おほ}翹見せざるもの亡し」の後には、作器者・史^{おほ}墻家の五代の先祖考の功績が始まるから、成周王朝の現天子に関する銘文はここで終わっている。

つまり、現天子が王朝の開設者・“文王・武王”の功績、具体的には、“文王”の功績に当たる「上下の匍有」者としての、偏き「上下」祭祀の主体者と、“武王”の功績に当たる「四方の匍有」者としての、主として、「四方」（「四国」）の蠻方が引き起こす国際的紛争の収束・“乱”の鎮定をなす者との両位を承継ぎ、その結論部分として、現天子に対しこの「厚福豊年にして、方蠻見せざるもの亡し」が来る。

この内、前者の「厚福豊年」は、「厚福」は抽象的だが、大きな福祿を受けると言う、上文の「上下に摯祁す」の「上下」諸神につとめるのと同じく、神秘的な範疇に属する⁽⁴¹⁾。「豊年」は稔り豊か。「年」は「みのり」の意味である。“年穀の豊穰”を言う。

一方の、この「厚福豊年にして」と対となる「方蠻見せざるもの亡し」は、徐氏は「見」は隠いて戈を献上する献の本字で、戦いに敗れ武装を解除する字とする。李氏は、「方蠻」は即ち蠻方、「見」は侍の義で、「遠方的方国部落無不前来侍見。」と解し、裘氏は「見」は「見」の義で、「四方蠻夷無不來朝。」と解する⁽⁴²⁾。この「見」は、先の宗周鐘銘の「南夷・東夷の具に見するもの二十有六邦」や虢父盥蓋銘⁽⁴³⁾の「高父を率いて南淮夷を見せしむ」などの「見」と同義。即ち、ここは蠻方（方蠻）の庶邦が皆周に入朝したこと、即ち王庭に來朝せざるものなしの意味である。

それは、嘗て見た、周初、大孟鼎銘の「（武王）……厥の隠れたるを闢きて、四方を匍有す」の、「四方」領域を全体的に秩序立てる、“武王”の功績とされる現実的な「四方の匍有」に相当する⁽⁴⁴⁾。又、それは、その「四方の匍有」に当たる毛公鼎銘の「不廷方を率懷す」と言う、不朝の国の來朝を言う、率循、懷柔を指す⁽⁴⁵⁾。

又、それは、先の大雅・常武の「彼の淮浦に率いて、此の徐土を省せよ、……濯に徐国を征す、王猷允に塞つ、徐方既に來る、……四方既に平ぐ、徐方來庭す」の「徐方來庭す」に当たり、又、その蠻方が引き起こした「四方」領域での国際的紛争の収束を言う、先の「四方の匍有」に対応していた「王肇めて文・武の勤めし疆土を適省す、南国の服子敢えて我が土を脅す、王敦伐して其れ至れり、……朕猷成有りて競う亡し、……猷其れ萬年、峻く四国を保んぜん」（宗周鐘銘）や、「（皇祖穆公）……四方を奠む、……噩侯馭方、南淮夷・東夷を率いて、南国・東国を広伐し、……休にして、噩侯馭方を獲とす、肆に禹成有り」（禹鼎銘）、「戎功を壯武にして、四方を經維す、……用て蠻方を征せよ」（虢季子伯盤銘）とも、皆同義である⁽⁴⁶⁾。

即ち、この「方蠻見せざるもの亡し」とは、現実的な「四方」領域の經營を指し、まさに、上文で現天子が王朝の開設者、“文王”と“武王”との功績を承継いだと言う、その“文王”の功績に当たる「上下の匍有」に対する、“武王”の功績に当たる現実的な「四方の匍有」即ち「四方」經營の安寧秩序に相当しているのである。

そうすると、この「厚福豊年にして、方蠻見せざるもの亡し」の「厚福豊年にして」の方は、現天子が承継いだ王朝の開設者、“文王”と“武王”との功績の内、「方蠻見せざるもの亡し」が“武王”の功績の、即ち、主として、「四方」（「四国」）の蠻方が引き起こす国際的紛争の収束などを言う「四方の匍有」（「不廷方の率懷」）に対応するものであれば、もう一方の、この「厚福豊年にして」の方は、同じ神秘的範疇に属する、“文王”の功績に当たる「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀に対応していることが分かるであろう。この両者が合わさって、多様な世界を統合する、王朝の成立を意味していたのである。

四. おわりに

以上、史墻盤銘の本文章最初の、現天子（即ち共王）が王朝の開設者・“文王・武王”の功績を承継いだと言うことから、嘗て論証した⁽⁴⁷⁾、この“文王”と“武王”との具体的な功績を念頭に入れて、以下の文章を読むことによって、すべて整合的に理解することができた。図式化すると次のようになる。

“文王”の「上下の匍有」→「摯祁上下」（上下を摯祁して）→「厚福豊年」（厚福豊年にして）

“武王”の「四方の匍有」→「極獄追慕」（追慕を極獄す）→「方蠻亡不𡗗見」（方蠻𡗗見せざるもの亡し）

そうすると、今本稿で問題にしている、“武王”の「四方の匍有」に対する、“文王”の「上下の匍有」の目標が「厚福豊年」にあったことが分かる。この内、「厚福」は一般的に厚き福祿として抽象的であるが、その中でも「豊年」が特に明記されており、豊かな「みのり」即ち“年穀の豊穰”として、具体的である。即ち、先秦王朝としての成周王朝の開設の一条件となる、“武王”の「四方の匍有」（「王」の位）に対置する、“文王”の「天命の膺受」（「天子」の位）即ち「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の一部分を構成する「上下の匍有」の最大の目標は、多くの福祿の内、「豊年」即ち“年穀の豊穰”であったことが、ここに確認されたと思える。

この「豊年」が祈られる対象領域は、「天命の膺受」に当たるこの部分が、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」とあったように、下文の多種多様な「萬邦」世界に対してであったろう。

この「萬邦」とは、先の宗周鐘銘に「王肇めて文・武の勤めし疆土を過省す、……南夷・東夷の具に見するもの二十有六邦」とあり、又、師寰殷銘（両周祿一三五ウ〜一三七オ）に「王若いて曰く、師寰父よ、淮夷はもと我が貴晦の臣、……今、余肇めて汝に命じて……左右の虎臣を率いて、淮夷を征し、即きて厥の邦酋を質さしむ、𡗗父盪蓋銘に「南仲邦父、𡗗父に命じて南諸侯に即き、高父を率いて南淮夷を見せしむ、……我乃ち淮に至るに、小大邦敢えて……具に王命を逆えざるもの亡し」とあるように、成周王朝は南夷、東夷等の蠻方をも「邦」の名で呼んでいる。又、兪伯戩銘（両周祿一三七ウ〜又一三七オ）に「王若いて曰く、兪伯よ、朕が丕顯なる祖文・武、大命を膺受す、乃の祖克く先王をたす攀たすけ、翼けるに他邦よりす」とあって、「周邦」の外を「他邦」と呼んでいる。このことからすると、年穀の豊穰が祈られた、その祈年の対象領域は、南夷、東夷等の蠻方庶邦をも含めた、民族の多様性をもった広大な「萬邦」世界に対してであったろう。

そして、成周王朝の開設の一条件として、「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀が挙げられ、その最大の目標は、以上からして“年穀の豊穰”にあったと思える⁽⁴⁸⁾。このことは、王朝が、どの民族の人々にも共通の最大の願いであった「豊年」即ち“年穀の豊穰”を、「萬邦」領域を一つに統合するために特に重視していた点が、当時の先秦王朝というものの視点から注目される。

そして、成周王朝の開設は、“文王”の功績に当たる「天命の膺受」（「天子」の位）と、“武王”の功績に当たる、主として、「四方」（「四国」）の蠻夷が引き起こす国際的紛争の収束・“乱”の鎮定を言う、“彤弓矢”的性格をもつ「四方の匍有」（「王」の位）とからなり⁽⁴⁹⁾、更に、“文王”の「天命の膺受」は、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」とあって、「上下の匍有」と「迨わせて萬邦を受く」（「受民、受疆土」）との二つの部分からなっていた⁽⁵⁰⁾。この「上下の匍有」つまり偏き「上下」諸神の祭祀、即ち主に「豊年」と言う“年穀の豊穰”を条件として、直ちに下に「迨わせて萬邦を受く」（「受民、受疆土」）即ち「萬邦」又は「民」と「疆土」に対する支配権を天が与えたと言

う、受命思想が来ている。この両者の結びつきが、歴史的に意味するところは何であったろうか。

この問題を考えるために、「豊年」を最大の目標とした「上下の匍有」の「上下」諸神の内容について、具体的に考えてみたい。

そのために、西周金文（周公殷銘，毛公鼎銘，大克鼎銘）の僅か数例の「上下」の用例から、直接それを探ることはむづかしい。又、嘗て見たように、『周書』洛誥の「王若いて曰く、……天命に奉答し、四方の民を和恒す、……惟れ公の徳は上下に明光し、四方に勤施す」や、召誥の「且曰く、其れ大邑を作り、其れ時より皇天に配し、愍んで上下を祀らん」、君奭の「周公若いて曰く、君奭よ、……我が後嗣子孫に在りては、大いに克く上下を恭せず（んば）、……乃ち其れ命を墜とさん」など、又、『詩』大雅・雲漢の「上下に奠瘞し、神として宗ばざるは靡し」や、周頌・閔予小子の「上下に紹庭し、厥の家に陟降す、休なり皇考、以て其の身を保明す」に見える「上下」諸神の解釈については、後世、「天・地」、「天神・地祇」、「上下神祇」などの諸説があった。

しかし、この「上下の匍有」は、「四方の匍有」に対して「上下の匍有」と言われ、同じく「匍有」とあって「徧き（あまねき）」とあるから⁽⁵³⁾、この「上下」は多くの神々を指したようであり、又、後述（次号）する“武王”の祝文から言っても⁽⁵⁴⁾、一般諸神の百神の義に解する方がよいように見うけられる。又、史牆盤銘冒頭の“文王”の「上下の匍有」の前文に、“文王”に対し「上帝、懿徳・大罍を降し、上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く（けしむ）」とあったように⁽⁵⁵⁾、“文王”の有徳を記すと共に、この「上下の匍有」即ち徧き「上下」諸神の祭祀は、「上帝」（天）がむしろそうさせたと解釈すべきものであった。

そこで、この「上下」諸神の具体的内容について、その用例の多い、西周時代の前、後の時代からそれを探ってみたい。そこで先ず、次号では、西周時代の前、同じ「萬邦」支配を行なっていた先秦王朝・殷の、やはり神意を示す「上下」の具体的用例と、その「豊年」即ち“年穀の豊穰”のために殷王朝によって祭祀された、多くの対象神について見てみたいと思う。

注

- (1) 拙稿「周王朝の君主権の構造について—天命を膺受者を中心に—」『西周青銅器とその國家』松丸道雄編、東京大学出版会、1980年、所収、415～435頁、参照。なお、田中柚美子氏（「王と天子—周王朝と四方（一）—」『中国古代史研究・第六』研文出版、1989年、所収）は、拙稿に対し、「天子」が内服に対応する称号ではないと述べている。しかし、それは全く氏の誤解で、私が述べたのは、“文王”の受命と共に考えられた「周邦」（有周）の受命は、無論、“文王”の場合と同じく、「萬邦」（多種多様な世界）を支配するためのものであり、王朝規模で言ったつもりである。
- (2) 拙稿「周王朝と「成」の構造について—「成周」はなぜ「成」周と呼ばれたか—」東京大学東洋文化研究所紀要第109冊、1989年、232～236頁。同「西周王朝と彤弓考—「四方の匍有」者（王）の性格について—」東方学第80輯、1990年、13～14頁、参照。
- (3) 注(1)の拙稿、421～429頁、参照。
- (4) 注(1)の拙稿、440～443頁、参照。
- (5) 史牆盤銘については、陝西周原考古隊「陝西扶風庄白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」文物1978年第3期、唐蘭「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意志—陝西扶風新出史牆盤銘文解釋—」文物1978年第3期、裘錫圭「史牆盤銘解釋」文物1978年第3期、李学勤「論史牆盤及其意義」考古学報1978年第2期、徐中舒「西周史牆盤銘文箋釋」考古学報1978年第2期、白川静『金文通釈』第50輯、1979年、史牆盤の条、など参照。
- (6) 西周青銅器銘文の史料としての性格については、松丸道雄「西周青銅器製作の背景—周金文研究・序章—」、
「西周青銅器中の諸侯製作器について—周金文研究・序章その二—」『西周青銅器とその國家』松丸道雄編、

東京大学出版会, 1980年, 所収, 参照。

- (7). 注(5)に同じ。
- (8). 白川氏前掲書第50輯, 355頁。徐氏前掲論文, 143頁。李氏前掲論文, 152頁。裘氏前掲論文, 32頁, 注⑩。
- (9). 徐氏前掲論文, 143頁。李氏前掲論文, 152頁。唐氏前掲論文, 23頁, 注④。
- (10). “文王”の「上下の匍有」と, “武王”の「四方の匍有」の対置については, 注(1)の拙稿, 418~429頁, 参照。
- (11). 李氏前掲論文, 152頁。唐氏前掲論文, 23~24頁, 注④。裘氏前掲論文, 27頁。白川氏前掲書第50輯, 355~356頁。
- (12). 徐氏前掲論文, 143頁。李氏前掲論文, 152~153頁。唐氏前掲論文, 22頁, 24頁, 注④。裘氏前掲論文, 27~28頁。白川氏前掲書第50輯, 356~357頁。
- (13). 注(1)の拙稿, 418~420頁。
- (14). 西周金文や『詩』, 『書』等に見える「上下」の用例については, 注(1)の拙稿, 421~429頁, 参照。
- (15). 郭沫若『西周金文辭大系図録・録編』(「両周録」と略称。後に同じ), 1935年。
- (16). 周公毀銘については, 内藤虎次郎「周公彝釋文」支那学論叢特別号, 1928年, 于省吾『雙劍詒吉金文選』上二, 1933年, 刑侯彝の条, 同氏「刑侯毀考釈」考古社刊4期, 1936年, 陳夢家「西周銅器断代」(三), 考古学報1956年第11冊, 井侯毀の条, 白川氏前掲書第11輯, 1965年, など参照。
- (17). 毛公鼎銘については, 孫詒讓『籀膏述林』卷七, 1916年, 毛公鼎釈文, 于省吾『雙劍詒吉金文選』上二, 1933年, 毛公厝鼎の条, 吳闓生「吉金文録」巻一, 1933年, 毛公鼎の条, 楊樹達『積微居金文説』, 1952年, 毛公鼎跋, 白川氏前掲書第30輯, 1970年, 毛公鼎の条, など参照。
- (18). 注(14)に同じ。
- (19). 唐氏前掲論文, 24頁, 注③, ④。白川氏前掲書第50輯, 357, 368頁。
- (20). 『西清古鑑』巻十三, 1751・2年成, 12才~14才, 郭沫若「《班殷》的再發現」文物1972年第9期, など参照。
- (21). 陳夢家「西周銅器断代」(二), 考古学報1955年第10冊, 班殷の条, 71頁。
- (22). 唐氏前掲論文, 24頁, 注⑤。裘氏前掲論文, 28頁。白川氏前掲書第50輯, 357頁。
- (23). 李氏前掲論文, 152頁。
- (24). 裘氏前掲論文, 27頁。
- (25). 禹鼎銘については, 注(2)の前者の拙稿, 205~207頁, 徐中舒「禹鼎的年代及其相關問題」考古学報1959年第3期, 白川氏前掲書第27輯, 1969年, 禹鼎の条, など参照。
- (26). 猷毀銘については, 羅西章「陝西扶風發現西周厲王猷毀」文物1979年第4期, 張亞初「周厲王所作祭器猷簋考一兼論與之相關的幾個問題」『古文字研究』第5輯, 中華書局, 1981年, 陳秉新「害即胡簋之胡本字説」考古與文物1990年第1期, など参照。後の宗周鐘と同一人の作器とすると, 宗周鐘は猷鐘と名づけることになる。
- (27). 張氏前掲論文, 153頁。
- (28). 宗周鐘(猷鐘)については, 柯昌濟『華華閣集古錄跋尾』, 1916年, 宗周鐘の条, 于省吾『雙劍詒吉金文選』上一, 1933年, 宗周鐘銘の条, 郭沫若『西周金文辭大系攷釈』, 1935年, 宗周鐘の条, 白川氏前掲書第18輯, 1967年, 宗周鐘の条, など参照。
- (29). 宗周鐘(猷鐘)の「朕猷有成」については, 注(2)の前者の拙稿, 204~205頁, 参照。
- (30). 注(26)に同じ。
- (31). 注(1)の拙稿, 405~406頁, 参照。
- (32). 猷季子伯盤銘については, 吳式芬『撝古録金文』3の2, 1850年成, 猷季子盤の条, 吳大澂『憲齋集古録』第16冊, 1896年成, 猷季子白盤の条, 劉心源『奇觚室吉金文述』巻八, 1902年, 猷季子白盤の条, 于省吾『雙劍詒吉金文選』上三, 1933年, 猷季盤銘の条, 陸懋德「猷季子白盤研究」燕京学報1950年第39期, 白川氏前掲書第32輯, 1970年, 猷季子白盤の条, など参照。
- (33). 注(32)に同じ, 『憲齋集古録』, 11ウ, 『奇觚室吉金文述』, 18ウ, 『雙劍詒吉金文選』, 26才, 白川氏前掲書第32輯, 805頁, など。
- (34). 注(2)の後者の拙稿, 6~7頁, 参照。
- (35). 朱右曾『逸周書集訓校釈』巻六諡法解第五十四。
- (36). 徐氏前掲論文, 143頁。李氏前掲論文, 153頁。白川氏前掲書第50輯, 357頁。

- (37). 李氏前掲論文, 153頁。唐氏前掲論文, 24頁, 注④⑧, ④⑨。裘氏前掲論文, 28頁。白川氏前掲書第50輯, 357～359頁, 368頁。
- (38). 徐氏前掲論文, 143頁。李氏前掲論文, 153頁。
- (39). 裘氏前掲論文, 28頁。白川氏前掲書第50輯, 359頁。
- (40). 朱捷元・黒光「陝西省博物館新近徵集的幾件西周銅器」文物1965年第7期, など参照。
- (41). 神秘的なる範疇に属する「上下」諸神と「天命の膺受」の関係は, 注(1)の拙稿, 429頁, 参照。
- (42). 徐氏前掲論文, 143頁。李氏前掲論文, 153頁。裘氏前掲論文, 28頁。
- (43). 呉大焘・羅英傑「陝西武功県出土・駒父盃蓋」文物1976年第5期, など参照。
- (44). 注(1)の拙稿, 398～401頁, 405～406頁, 参照。
- (45). 注(1)の拙稿, 405～406頁, 参照。
- (46). 注(1)の拙稿, 406頁。注(2)の前者の拙稿, 204～207頁, 後者の2～3頁, 参照。
- (47). 注(1)の拙稿, 参照。
- (48). 『儀礼』少牢饋食礼に, 宗廟祭祀に対する「神」(尸)の詔辭に, “年穀の豊穰”と“眉壽萬年”が言われていることは, 同型として注目される。拙稿「成周王朝とその儀礼—「王」と臣下, 又は神との間の意志の伝達方法について—」史滴1991年第11号, 28頁, 参照。
- (49). 注(2)の前者の拙稿, 235頁, 後者の拙稿, 参照。
- (50). 注(1)の拙稿, 450～452頁, 参照。
- (51). 注(1)の拙稿, 421～426頁, 参照。
- (52). 注(1)の拙稿, 421～429頁, 参照。
- (53). 「匍有」の意味については, 注(1)の拙稿, 400～401頁, 参照。
- (54). 拙稿「成周王朝と「上下」考(下)—「上下を匍有して, 迺わせて萬邦を受く」の分析について—」鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会科学)1992年第42巻第2号(提出済み)。
- (55). 注(1)の拙稿, 415～418頁, 参照。

(1992年4月20日受理)